

南城市庁舎等複合施設議場システム設置工事
請負業者選定プロポーザル実施要領（公募型プロポーザル）

1. 目的

本プロポーザルは、南城市庁舎等複合施設新築工事に伴い、新たに整備する議場や委員会室等の南城市市議会棟内の諸室に、音響設備や映像設備を始めとする南城市議場システムを導入することで、議会運営の効率性や確実性を確保し、また、議会情報の公開の促進及び充実を図り、さらに、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく、開かれた議会を実現することを目的に整備するものであります。

2. 業務概要【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第1号】

(1) 業務名称

南城市庁舎等複合施設議場システム設置工事

(2) 業務内容

別紙「南城市議場システム設置工事仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務場所

南城市庁舎等複合施設内(南城市佐敷字新里 1870 番地)

(4) 履行期間

契約締結の日（平成29年7月上旬）から平成30年3月末（予定）

(5) 設計価格

58,644,000円（消費税込）

※提案内容にかかわらず、この設計価格を超える提案は受け付けない。また、この金額は設計価格を示すものであり、予定価格を別途定め、優先交渉権者から再度見積書を徴取し契約交渉を行うものとする。

3. 参加資格要件【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第2号】

本工事の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成18年告示第59号)の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 南城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しないものであること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 過去5年以内に行政機関へ同類業務の実績があること。
- (8) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人で、打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。

4. 技術提案書を選定するための評価基準【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第3号】

(1) 基本的な考え方

本事業の請負事業者の審査選定にあたっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、南城市庁舎等複合施設議場システム設置工事選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。また次点交渉権者も併せて選定する。

(2) 審査方法

① 事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。（参加資格要件の確認結果については速やかに電子メールにて通知する。）

② 選定委員会による審査

応募書類、技術提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に技術提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が6者以上の場合は技術提案書書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。なお、1次審査結果についての質問は受け付けない。

【評価審査項目】

(ア) 会社概要及び実績

(イ) 本業務実施体制

(ウ) 技術提案書

i. システム全体の基本的な機能

ii. 議場の機能

iii. 委員会室の機能

iv. 議会事務局の機能

v. その他諸室の機能

vi. セキュリティ機能

vii. 運用保守

viii. 実施スケジュール

ix. その他

(エ) 見積費用

③ 受注候補者の決定

(ア) ①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注者候補とし、次点の者を次点受注候補者とする。

(イ) 最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第14号】

(3) プレゼンテーションの実施【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第13号】

① 1事業者につき、40分の持ち時間とする。(説明30分、質疑10分)ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。

② プレゼンテーションは、技術提案書等の内容について行うこと。技術提案書等以外の内容は評価の対象としない。

③ プレゼンテーション当日は業務に携わる責任者が必ず出席すること。

④ プレゼンテーションの実施日(予定)

・日時：平成29年6月29日(木)

※ 場所、時間等については文書または電子メールにて別途通知。

⑤ 使用機材等について

・プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材は全て提案者が用意すること。

※ ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、南城市で用意するものを使用して構わない。

(4) 審査結果の通知【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第15号】

① 選定委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に通知する。ただし、審査結果について、異議の申し立ては受け付けない。

② 優先交渉権選定通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続し、請負者となること。優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うこととする。

5. 担当部課(以下「事務局」という。)(【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第4号】)

本プロポーザルに係る事務局は以下のとおりとする。

〒901-0695 南城市玉城字富里143番地 南城市役所本庁舎3階

南城市役所 議会事務局(担当：仲村勝尚)

TEL：098-948-7797 FAX：098-852-6625

E-mail：gikai@city.nanjo.okinawa.jp

6. 提案参加申込手続き【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第5号～8号】

(1) 提出書類

技術提案に参加する事業者は、次の①から⑥(順に綴込)を提出すること。JVについては①、④、⑤は代表者で提出。②、③、⑥は代表者含む構成事業者すべてについて提出すること。

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務経歴書（様式3）
- ④ 本業務に係る実施体制（様式4）
- ⑤ 誓約書（様式5）
- ⑥ 定款の写し（任意様式）

(2) 提出期限

平成29年6月9日（金） 17:00まで（必着）

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出先

南城市役所 本庁舎3階 議会事務局

(5) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、持参の場合は土・日、祝日を除く9:00～17:00までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の17:00までに必着のこと。

また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

(6) 回答

提出書類を確認後、プロポーザル参加表明書を提出した事業者に対し、速やかに提案資格確認結果通知書及び技術提案提出要請書【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第7号及び第12条】をメールにて送付します。

※ JVの場合は、代表構成員宛てに、メールにて送付します。

7. 技術提案書及び業務への取り組みの提出方法、提出先及び提出期限について

【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第9号】

(1) 技術提案書の作成及び提出要領

以下の（ア）～（ウ）を順番に綴り提出すること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 提案書表紙	A4判で作成すること。
(イ) 技術提案書	A4判 25 ページ以内で下記の項目に沿って作成すること。 様式は自由。やむを得ずA3判を利用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3判1ページにつきA4判2ページと換算すること。 ① 全体概要 ② システム全体の基本的な機能 ③ 議場の機能

	④ 委員会室の機能 ⑤ 議会事務局の機能 ⑥ その他諸室の機能 ⑦ セキュリティ機能 ⑧ 運用保守 ⑨ 実施スケジュール ⑩ その他
(ウ) 見積書	本業務の事業費及び運用保守に係る費用を見積もること。A4判であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・事業費については設計価格を超えてはならない。 ・運用保守については事業費とは別にすること。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。

(2) 技術提案書の作成に係る留意事項

技術提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

- ① 提案内容は、別紙「仕様書」に定めた内容を踏まえ提案すること。
- ② 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。
- ③ 専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ ページ番号を記載すること。
- ⑤ フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(3) 提出期限

平成29年6月9日(木) 12:00時 まで(必着)

(4) 提出部数

10部

(5) 提出先

南城市役所 本庁舎3階 議会事務局

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は土・日、祝祭日を除く9:00~17:00(提出期限期日のみ12:00)までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の12:00までに必着のこと。

また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

8. 技術提案書についての質問の受付及び回答方法について

【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第11号】

- (1) 質問は、以下の点に留意し、「質問事項」(様式6)により事務局あて電子メールにて、下記の点に留意して提出すること。電子メール以外での質疑は、受付けない。
 - ① 質問受付期間は、平成29年5月29日(月)から6月9日(金)の16:00までとします。
 - ② 質疑に対する回答は、プロポーザル参加表明書(様式1)を提出した事業者に対し電子メールにて行います。

9. 技術提案書の取扱いについて【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第10号】

- (1) 技術提案書提出後は、原則として技術提案書に記載された内容変更は認めません。

【南城市プロポーザル方式実施要綱第14条第2項】
- (2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案書の提出者の負担とします。

【南城市プロポーザル方式実施要綱第14条第3項】
- (3) 提出された技術提案書は、返却しないものとします。

【南城市プロポーザル方式実施要綱第14条第4項】
- (4) 提出された提案書は、必要な範囲において、複製を作成することがあります。

10. その他の留意事項

- (1) 提出者が提出できる技術提案書は、1点のみとします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とします。
- (3) 本プロポーザルのために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表、使用することは認めません。
- (4) プロポーザル参加表明書受領後に、技術提案提出要請書を送付しますが、要請後に南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の指名停止に係る事項に該当することとなった場合は、提案資格を喪失することとなります。【南城市プロポーザル方式実施要綱第7条第1項第16号】
- (5) プロポーザル参加表明書を提出した事業者が1者の場合は、その提案内容を選定委員会で審査し、本事業を実施可能と判断した場合のみ契約交渉権を与える。

11. 工事請負契約等

(1) 契約に伴う交渉

南城市は、随意契約の優先交渉権者と契約交渉を行います。ただし、優先交渉権者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は、契約締結交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとします。

また、業務の取組体制が著しく変わった場合は、業務委託の契約者としての資格を取り消すことがあります。

さらに、契約締結後においても、本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合、又は提出された提案書の提案内容の趣旨を著しく逸脱して事業を行った場合は、その契約を解除することがあります。

12. プロポーザル実施スケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	募集要領の公開・掲示	平成29年5月29日（月）から 平成29年6月 9日（金）まで
2	プロポーザル参加表明書受付	平成29年5月29日（月）から 平成29年6月 9日（金）まで
3	要領等に関する質問受付	平成29年5月29日（月）から 平成29年6月 9日（金）まで
4	要領等に関する質問回答	質問受付後、プロポーザル参加表明書にて 申込のあった、全応募者に速やかに回答
5	技術提案書提出受付期間	平成29年5月29日（月）から 平成29年6月22日（木）まで
6	プレゼンテーション審査	平成29年6月29日（木）
7	審査結果の公表及び通知	選定後1週間以内に文書にて通知